

第5章 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

1 はじめに

南海トラフ巨大地震の被害想定等の公表を受け、特に人命を守る観点から、その最大の課題である津波避難対策をはじめ、ハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図るため、平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」として改正され、対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、津波避難対策を充実・強化するための財政上の特例措置等が追加されました。

この特別措置法においては、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進すべき地域として本市を含め、1都2府26県707市町村を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定するとともに、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域として本市を含め、1都13県139市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されました。

平成30年12月に中央防災会議の有識者会議において「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」がとりまとめられ、平成31年3月には、内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を公表し、防災対応をとるべき3つのケースごとの具体的な防災対応が整理されました。これらの防災対応は令和元年5月には国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に位置付けられ、令和元年5月31日より「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の運用が開始されました。

本章では、気象庁により南海トラフ地震臨時情報が発表された際の本市の防災対応を定めます。

【参考】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、モーメントマグニチュード8以上の地震が発生した場合【半割れ】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でモーメントマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のモーメントマグニチュード8以上の地震を除く）【一部割れ】 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

2 配備体制

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、「警戒準備体制」を防災対策課内に設置します。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には「対策本部」を設置し、第一次配備体制とし、情報収集及び緊急対策を実施します。なお、この場合には大規模地震発生時における迅速な初動対応を確保するため、第一次配備体制以外の職員も必要に応じて招集することがあります。
- 体制が長期化することも想定されるため、対策本部の設置はしますが、後発地震発生後の長期化にも対応できるよう、適宜交代で帰宅するものとします。
- 地震発生時から1週間が経過し、国から後発地震に対して警戒する措置が解除された段階で対策本部を廃止し、防災対策課による南海トラフ地震災害警戒準備体制への切り替えを行います。
- なお、既に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、この限りではありません。

配備基準	災害対策本部	配備要員
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	設置しない	警戒準備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	設置する	第一次配備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	設置する	第一次配備体制

※南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されかつ、本市において震度3以上の地震が観測された場合は、配備体制における召集の基準を適用する。

※南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されかつ、本市において震度5弱以上の地震が観測された場合は、災害対策本部を設置する。

3 対応の方針

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、県と調整の上、以下のとおり防災対応を実施します。
 - ① 情報収集・連絡体制の整備
 - ② 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
 - ③ 南海トラフ地震災害警戒本部会議の開催
 - ④ 市民への広報
 - ⑤ 公共施設等の緊急点検
 - ⑥ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検
 - ⑦ 高齢者等事前避難対象地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者に対し、高齢者等避難の発令
 - ⑧ 後発地震に備えた事前避難（自主避難）の呼びかけ
 - ⑨ 避難所の設置及び運営
 - ⑩ 福祉避難所の開設
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、以下のとおり防災対応を実施します。
 - ① 情報収集・連絡体制の整備
 - ② 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
 - ③ 市民への広報
 - ④ 公共施設等の緊急点検
 - ⑤ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検

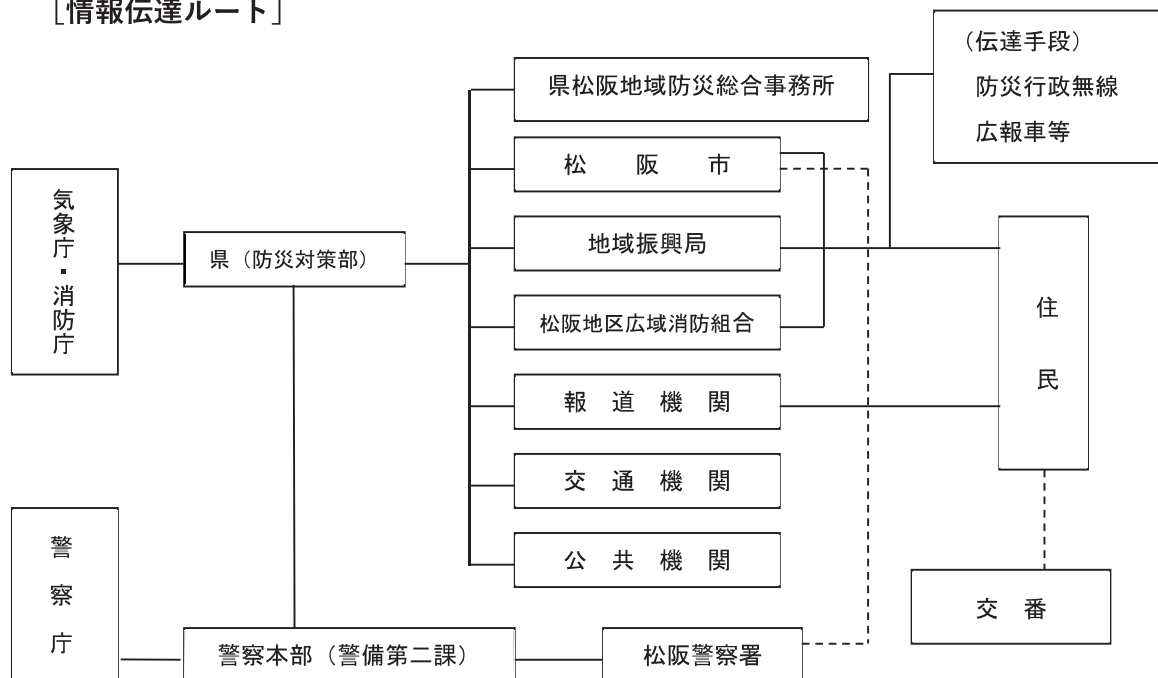
4 市民への広報

- 本市は、南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、防災行政無線や広報車、CATV、SNS等により速やかに住民等へ広報します。

〔参考〕市民に対する広報例文

市民のみなさん、こちらは松阪市長です。本日〇〇時〇〇分に南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったという情報が発表されました。テレビやラジオ等の報道に十分注意するとともに、住宅の家具の転倒防止対策や非常持出品等の確認、ご家族と避難場所の確認をしてください。あわてないで、冷静に行動してください。

〔情報伝達ルート〕



5 公共施設等の緊急点検

- 本市は、南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、混乱を防止し、安全を確保するため、公共施設等の緊急点検を実施します。

(1) 公共施設

ア 道路

- 所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断の措置をとるものとする。

イ 河川

- 本市は直ちに所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講じるものとします。

(2) 不特定多数の者が出入りする施設

- 本市が管理する庁舎、学校、教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとします。

- 民間の事業所や施設に対しても、これらの措置をとるよう要請します。

- ① 南海トラフ地震臨時情報等の来訪者への伝達
- ② 来訪者が避難できるスペースの確保
- ③ 施設の応急修理及び設備、備品等の転倒・落下防止措置、薬品の転倒・落下防止等危険物流出の予防
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水
- ⑥ 消防用施設等の点検、整備と事前配備
- ⑦ 災害用備蓄品の点検
- ⑧ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- ⑨ 無線通信機等通信手段の確保

6 市民のとるべき措置

(1) 家庭における措置

- ア テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかみます。また、本市や消防署、警察署等からの情報に注意し、正確な情報を収集します。
- イ 家族と避難場所や安否確認の方法について確認します。
- ウ 家具の転倒・落下・移動の防止措置を行います。
- エ 火の使用は自粛します。
- オ 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置を行います。
- カ 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行います。
- キ 飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の準備をします。
- ク 万一のときの脱出口を確保します。
- ケ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表の際は、避難行動要支援者等は事前避難を行います。

(2) 職場における措置

- ア 防火管理者、保安管理者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけだけの措置をとるよう努めます。
- イ ロッカーや什器等の転倒・落下・移動の防止措置を行います。
- ウ 火の使用は自粛します。
- エ 消防計画、予防規定等に基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検します。
- オ 職場の自衛消防組織の出動体制を確認します。
- カ 重要書類等の非常持出品を確認します。
- キ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機します。
- ク 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保ができるよう対策を講じます。
- ケ 正確な情報を収集します。
- コ 近くの職場同士で協力し合える体制を整えます。
- サ 危険物車両等の運行を自粛します。
- シ 関係機関との情報連絡体制及び事業継続のための取引先との連絡体制を確認します。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

第5章
「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応